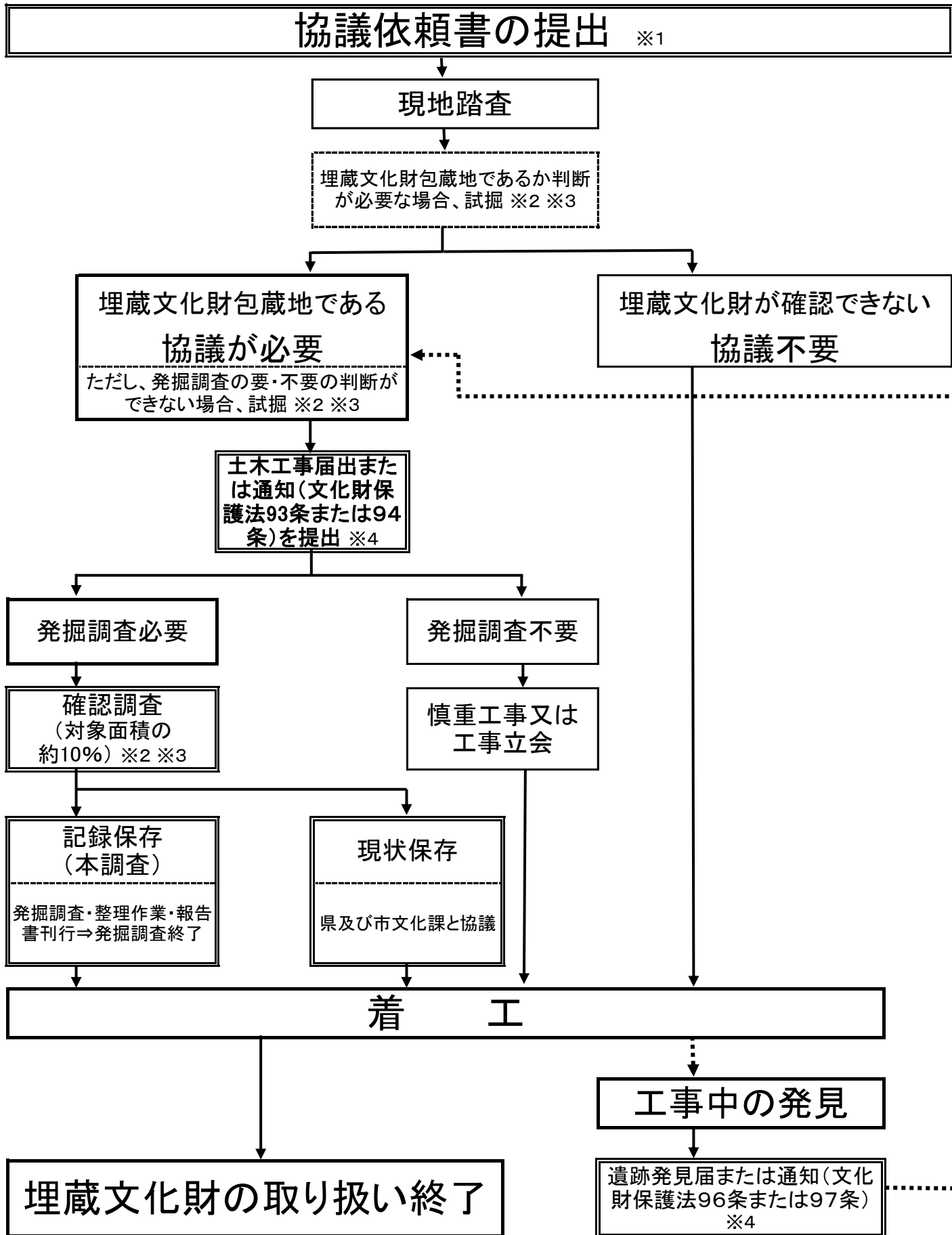


埋蔵文化財取扱いフロー

ご計画の場所が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかのお問い合わせは、文化課窓口までお願いいたします。その際には、計画場所がわかる地図をお持ちください。また、FAXでもお調べいたします。なお電話の場合は、正確な場所がわかりませんので、目安での回答となります。



- ※1 開発行為の方、文書での回答を希望する方は、協議依頼書をご提出ください。
- ※2 試掘・確認調査の直接経費は船橋市教育委員会で予算化しております。
- ※3 原則、更地の状態にさせていただいてから試掘の実施となります。
- ※4 文化財保護法の規定による義務です。